

○財務省告示第三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年十二月二十日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百十六  
回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二條第一項及び第四條  
第一項並びに特別會計に關する  
法律（平成十九年法律第二十三  
号）第四十七條及び第六十二條  
第一項  
三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）は、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率と  
し、価格競争入札において募入

五

ハ ロ イ 方 募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	入	決
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	入	定
者	特	国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	決

の決定を受けた各申込みの応募  
 格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行（以下「非  
 競争入札」といふ。）と競争入札  
 競争入札と同時に行われ、価格  
 であつて、財務大臣が各国債市  
 場特別参加者による発行（以下  
 を定める市場参加者による発行  
 一、国債市場特別参加者・第 I  
 一、価格競争入札発行一といふ。）  
 び価格競争入札の募入の決定を  
 した後に行われる入札であつ  
 て、財務大臣が各国債市場特別  
 参加者ごとに応募限度額を定め  
 るものによる発行（以下「非競争  
 市場特別参加者・第 II 非価格競  
 争入札発行」といふ。）

各申込みのうち応募額を順次高い  
 ものからそのうち応募額を分け  
 当てる。その応募額を案分より  
 各申し込み額の特異に各申込み  
 各国債市場特別参加者のごと  
 各限度額を募額を割り当てる。

申込み額の範囲を割り当て、各



	九 八										七													
	振 額 最					二					ハ					イ					二			
替 単 位	低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競 II	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競 I	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競 II	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	
す 額 の 振 替 の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 面 金 と	五 万 円				七 十 億 七 十 万 円					円 千 九 百 五 十 四 億 九 百 五 十 四 万		二 万 四 千 九 百 五 十 四 万 円		二 兆 五 千 六 百 九 十 四 千 四 百 四 十 二			億 円	国 債 に つ い て	条 の 規 定 に 基 づ き	特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 四 十 七			百 五 十 四 億 円	

十  
六

十  
四

十  
三

十  
一  
ロ  
イ

償  
還  
金  
額

後  
の  
利  
子

初  
期  
利  
子

入札  
・競  
格争  
・非  
別第  
・参  
債市  
・及  
行争  
・入  
非格  
者第  
・第  
特参  
・市  
国債  
・行  
札発  
・争  
非入  
・競  
入札  
・格  
争格  
日

額平  
面成  
金三  
額十  
百年  
円十  
につ  
き二  
百十  
円日  
  
る利  
子支  
を所  
の日  
以前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
  
い、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
  
日支  
払  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
  
毎  
年  
六  
月  
十  
日  
及  
び  
十  
二  
月  
十  
日

規  
定  
す  
る  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。  
  
下、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
  
は、  
そ  
の  
翌  
日  
に  
支  
払  
う  
。  
  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
  
平  
成  
二  
十  
六  
年  
六  
月  
十  
日  
を  
支  
払  
  
年  
○  
・  
二  
十  
一  
年  
十  
月  
十  
日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

額上  
面の  
金そ  
額れ  
百ぞ  
円れ  
にの  
つ  
き  
百  
円  
一  
銭  
  
額面  
金額  
に  
つ  
き  
百  
円  
一  
銭  
  
平  
成  
二  
十  
五  
年  
十  
二  
月  
十  
日

十 十 十  
九 八 七

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 者 参 所 金  
日 加 加 支

平 財 日  
成 務 本  
二 大 銀  
十 臣 行  
五 か 通  
年 通 知  
十 知 を 受  
二 受 け け  
月 け た 者  
十 者  
日